

平成24年12月 7日 開会
平成24年12月21日 閉会
(定例第10回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第140号

平成24年第10回大山町議定例会を次のとおり招集する

平成24年12月4日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成24年12月7日 午前10時
2 場 所 大山町役場議場
-

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	池 田 満 正
近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	岩 井 美保子
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
鹿 島 功	西 山 富三郎
野 口 俊 明	

○応招しなかった議員

椎 木 学

第10回 大山町議会定例会会議録（第1日）

平成24年12月7日（金曜日）

議事日程

平成24年12月7日 午前10時 開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第129号 夕陽の丘神田条例の制定について

日程第5 議案第130号 大山町逢坂農産物処理加工所条例の制定について

日程第6 議案第131号 大山町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について

日程第7 議案第132号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第133号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第134号 大山町文化財保護条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第135号 鳥取県西部広域行政管理組合の規約を変更する協議について

日程第11 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（夕陽の丘神田）

日程第12 議案第137号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度大山町一般会計補正予算（第7号）

日程第13 議案第138号 平成24年度大山町一般会計補正予算（第8号）

日程第14 議案第139号 平成24年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第140号 平成24年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第141号 平成24年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第142号 平成24年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第18 議案第143号 平成24年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第2号)

日程第19 議案第144号 平成24年度大山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第145号 平成24年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第146号 平成24年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第147号 平成24年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番 竹口大紀	2番 米本隆記
3番 大森正治	4番 杉谷洋一
5番 野口昌作	6番 池田満正
7番 近藤大介	8番 西尾寿博
9番 吉原美智恵	10番 岩井美保子
11番 諸遊壤司	13番 小原力三
14番 岡田 聰	16番 鹿島 功
17番 西山富三郎	18番 野口俊明

欠席議員（2名）

12番 足立敏雄	15番 椎木 学
----------	----------

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ……………諸遊雅照 書記 ……………中井晶義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森田増範 教育長 ……………山根 浩
副町長 ……………小西正記
教育次長兼学校教育課長 ……………齋藤 匠
総務課長 ……………酒嶋 宏 社会教育課長 ……………手島千津夫
中山支所総合窓口課長 杉本美鈴 幼児教育課長 ……………林原幸雄
大山支所総合窓口課長 門脇英之 企画情報課長 ……………野間一成
税務課長 ……………小谷正寿 建設課長 ……………池本義親
農林水産課長兼農業委員会事務局長 ……………山下一郎
水道課長 ……………野坂友晴 福祉介護課長 ……………戸野隆弘
観光商工課長 ……………福留弘明 保健課長 ……………後藤英紀
観光商工課参事 ……………齋藤 淳 人権推進課長…………澤田 勝
企画情報課参事兼未来づくり戦略室長 ……………赤井久宣
地籍調査課長 ……………種田順治 住民生活課長 ……………森田典子
代表監査委員…………松本正博

午前10時 開会

○局長（諸遊 雅照君） みなさん、おはようございます。ただいまから互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） ただいまの出席議員は、16人です。定足数に達していますので、平成24年第10回大山町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、16番 鹿島 功君、17番 西山 富三郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（野口 俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月21日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（野口 俊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査結果及び定例監査結果の報告がありました。検査等の資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

9月定例会において可決された意見書は、9月28日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配付の提出案件表のとおりであり

ます。

次に町長から、政務報告及び報告第 15 号 長期継続契約締結についてから報告第 17 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてまで、計 4 件の報告の申出があります。これを許します。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。本日からの 12 月の定例議会よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、政務報告ということで、9 月定例議会以降における各種事務事業の取り組み状況につきまして、その主なものを報告をさせていただきたいと存じます。

まず総務課関係であります。

1 番目に、大山町総合防災訓練についてでございます。防災関係機関の災害発生時の応急対策活動の検証と町民に対する防災意識の高揚を図ること、これを目的に総合防災訓練を実施しております。

今年度は、10 月 28 日に、鳥取県が境港市で実施をいたしました防災フェスタに合わせて地震による津波を想定して、避難訓練、災害対策本部運営訓練、また情報伝達訓練、災害対応訓練、炊き出し訓練等を行いまして、午後には鳥取大学との連携事業、これの一環として津波対策講演会を実施いたしましたところでございます。

2 番目に、職員の表彰についてでございます。このほど、福祉介護課の藤田よう子主幹保健師が、母子保健の発展と向上に活躍した個人をたたえる「母子保健奨励賞」を受賞いたしました。大山町は全国に先駆けて「5 歳児健診」を始めたところですが、その中心的役割を果たした藤田保健師の功績が高く評価されたものであります。

東京での受賞でございましたが、受賞者 15 人のうちから 3 名に「毎日新聞社賞」が別途贈られますが、藤田保健師はこれにも選ばれております。11 月 21 日に東京都で行われました表彰式では、受賞者を代表して事例発表もおこない、大山町の先駆的な取り組みが、あらためて注目を浴びているところであります。

3 番目に後期区長会についてであります。11 月 25 日に区長会を行いました。今年 1 年間の各集落における取り組みについて、お礼を申し上げますとともに、平成 25 年に向けての連絡事項や、年末年始における、冬期の事項等を報告をいたしました。また除雪対応やごみの収集、文書配布等に関してご意見を賜りましたので、今後の参考にさせていただくようにいたしておるところであります。

なお、平成 25 年の初区長会は、1 月 13 日日曜日に行うところであります。

4 番目に、職員採用試験についてであります。平成 24 年度大山町職員採用試験を 11 月 26 日に実施をし、3 名の採用を決定いたしました。

次に、企画情報課関係であります。

1 番目に、地域自主組織「ふれあいの郷かあら山」の設立についてであります。現在、旧小学校区を単位として、「まちづくり地区会議」を設置し、各集落の連携による地域の活性化について検討を進めていただいているところではございますが、この度、12月2日日曜日に高麗地区で「まちづくり地区会議」を発展的に解消し、地域住民が自主的に地域づくりに取り組む地域自主組織「ふれあいの郷かあら山」が設立されました。

この「ふれあいの郷かあら山」の設立をきっかけとして、他の地区におきましても、地区の住民さんの積極的な参画や創意工夫による地域づくりの取り組みが広がっていく、そのことを期待いたすところでございます。

2 番目に、地域住民の交流の場づくりについてであります。高齢化や独居世帯が増加する中、地域で気軽に住民が集える場をつくり、地域の交流を活性化させようとする取り組みを進めておるところでございますが、この度、鳥取県からモデル事業の指定を受けました地域のうち、種原集落、そして大山地区において「交流の場」がオープンいたしました。

種原集落では公民館において軽食の提供や料理教室が開催されているところであります。大山地区では坊領集落の空き家を活用して「交流の場大山みらい塾」がスタートし、囲碁教室や健康体操教室を開催されるなど、気軽に集える場づくりに創意工夫がなされておるところであります。また、押平地区においても計画が進んでおります。こうした取り組みが広がり、災害時の助け合いや福祉の見守りなどの取り組みにつながることを期待されるところであります。

3 番目に、大山はまなすサイクリング 2012 の開催についてであります。10月7日日曜日に、中山まちづくり実行委員会主催で開催いたしました。当日は、町内外から 123 名の参加があり、中山地区の 2 コースでサイクリングを楽しみながら、大山町の豊かな自然を満喫していただきました。ゴールの後では、なかやま温泉入浴券と鳥取県産牛の焼肉やお楽しみ抽選会などを準備し、にぎやかに交流いたしたところであります。

4 番目に、アメリカテメキュラ市訪問団派遣についてであります。12月2日から10日までの9日間の予定で、5名の訪問団が大山町の姉妹都市でありますテメキュラ市を訪問しています。現地では、さまざまな施設の視察や交流を深めておられます。今後、民間主体での交流がさらに盛んになることを期待するものであります。

5 番目に、第 16 回中山わいわいフェスティバルの開催についてであります。11月3日土曜日に中山農業者トレーニングセンターを会場として、商工会の方々を中心とした実行委員会主催で開催されました。町内外の関係者によりますところのステージショーやバザーの催しものがあり、多数の来場者で盛況のうちにイベントが終了いたしました。

実行委員会をはじめ関係諸団体の方々のご努力によりまして町民の皆様の交流の輪がさらに広がったものと存じております。

6番目に、だいせんファンクラブ交流会であります。11月11日日曜日、大阪でだいせんファンクラブ交流会を行いました。大阪の誘致企業からも役員の方々の参加をいただき、約50名の出席で、特産品を味わい、またふるさとの話に花を咲かせるなど、大変なごやかな時間を過ごしていただくことができました。

7番目に、呉市との交流であります。11月4日日曜日、くれ食の祭典に参加をいたしました。姉妹都市ということで、毎年参加をいたしており、神田のリングや手打ちそばなどを楽しみにしていただいております。今年は、呉市制110周年ということもございまして、大変多くの来場者で賑わいました。これからも呉市との交流を続けていきたいと考えております。

次に、人権推進課関係であります。

1番目に、平成24年大山町解放文化祭ついてであります。第22回名和地区解放文化祭が、11月10日と11日に人権交流センターで、また第20回下田中解放文化祭を、11月17日と18日に中山ふれあいセンターで、また第11回中高ふれあい祭りを11月18日に中高ふれあい文化センターで、それぞれ実施いたしました。

各地域の活動の特色を生かして、小中学生の調べ学習や人権作文の発表、サークルなどの活動発表、講演会、作品展示、あるいはバザーなどを行われたところでありま。あいにくの天候もございましたが、活気に満ちた文化祭となり、合わせて延べ約1,600名の方々にご来館いただいたところであります。

2番目に、平成24年人権・同和問題小地域懇談会の実施についてでございます。

今年の小地域懇談会は「地域づくりの要は、良好な人間関係」これをテーマとして、お互いを大切にし、お互いの人格を尊重しあう、このことが基盤であり、日々の暮らしの中の人間関係について見直していき、一人一人が「人権尊重のまちづくり」の担い手として考え行動していくということ、このことをを目標として実施していくところであります。11月末現在で167の集落のうち143集落が実施済みということでありま。

次に、福祉介護課関係であります。

1番目に、敬老会についてであります。本年度の敬老会を、大山地区では9月29日に大山総合体育館で、名和地区では10月4日と5日に保健福祉センターなわで、また中山地区では10月11日に中山農業者トレーニングセンターで、それぞれ開催をいたしました。今年度中に満75歳以上になられる方3,628人にご案内して、うち1,045人の方のご出席をいただいたところであります。

当日のアトラクションでは、公民館サークルで活動されている皆さんをはじめとして、民生児童委員さんにもご出演をいただき会も大いに盛り上がり、出席された方に

大変喜んでいただいたところであります。

次に、保健課関係であります。

各診療所の今年度上半期の受診状況についてであります。名和診療所の今年度上半期の外来件数の合計は3,009件、前年対比97.3%で、ほぼ前年並みを維持いたしております。大山診療所は1,474件、前年対比93.4%であります。大山口診療所の外来件数は6,423件、前年対比99.6%と前年度とほとんど同一状況でございます。

次に、農林水産課関係であります。

1番目に、有害鳥獣駆除事業についてであります。本年10月15日までの駆除実績は猪69頭、ヌートリア29頭、カラスが311羽でございました。引き続き猪の個体数を減らすための駆除を推進をするため、11月1日から来年2月28日まで、この狩猟期間中、町内の猟友会に委託をして、100頭以上の捕獲を目標に取り組んでいただくことといたしております。

2番目に、平成23年台風12号災害復旧工事についてであります。昨年9月の台風12号により、町内の農林業施設は甚大な被害を受け、農道や水路の復旧を進めてまいりましたが、佐摩農免農道等主要な箇所への復旧工事が10月末に完成をいたしました。残る3箇所の町単独工事も年内完成を目指して、復旧工事を進めているところであります。

建設課関係についてでございます。

1番目が、社会資本整備総合交付金事業についてであります。まず、測量設計業務につきましては、道路事業5件を委託をし、業務遂行中でございます。工事につきましては、道路改良工事7件を請負施工中であります。町営住宅改修実施設計業務1件を現在委託をし業務遂行中であります。次に、ロータリー除雪車の購入は11月27日に納品となりました。除雪作業の能率アップに期待するところであります。

2番目に、交通安全施設整備事業についてであります。交通安全防護柵設置工事2件を請負施工中であります。

次に、水道課関係であります。

水道管移転補償工事につきましてでございますが、山陰道建設に伴う水道管移転補償工事を、中山地内におきまして3件発注し、現在請負施工中であります。

次に、観光商工課関係であります。

1番目に、観光振興関係についてであります。10月6日、7日の二日間、大山博労座を会場にとっとりバーガーフェスタ2012が開催をされました。昨年に引き続き大山1か所開催となり、初日は雨という悪条件にもかかわらず県内外から二日間で約3万6,000人の人で賑わったところでございます。町内からも2事業者のバーガーが参戦をして、好評を得ており、今後更に発展していくことを期待いたしております。

また10月21日は、春秋通算で71回目となります大山秋の一斉清掃が行われました。

64団体750人の参加で美化清掃活動やセイタカアワダチソウの駆除活動に取り組んでいただいたところであります。

また、この日に合わせまして、国土地理院との共同事業といたしまして「みんなで作り育てる登山地図」、この活動にボランティアの皆さんと取り組みを始めました。これまでに大山の主な登山道や散策道の調査を終え、近く国土地理院の地図に反映されることとなっておりまして、利便性の向上だけでなく、登山の安全やあるいは搜索の活動、こういったことに大きく寄与するものと考えております。

また10月20日から11月5日にかけては、秋色週間の取り組みが行われました。今年夏からの天候条件に恵まれて、近年にないすばらしい大山の色づきとなりました。県道赤碕大山線の復旧も間に合い、多くのお客様で大山一帯が賑わったところでございます。

2番目に、個人用住宅等改善助成についてであります。

この制度開始から20ヶ月ほど経過いたしましたところでございますが、その間の利用件数は1,130件ののぼり、補助金の交付決定金額は約7,200万円、対象事業費は7億1,000万円となっているところであります。今後、商工会の協力もいただきながら、本事業の効果を検証し、今後の施策に活かしてまいりたいと考えております。

続きまして、地籍調査課関係であります。

1点目が、大山町中山地区につきまして、平成24年度新規地区であります田中及び御崎の各一部の現地調査中であります。また御崎、下甲、田中及び赤坂の各一部の本閲覧の準備を進めております。

2点目に大山町大山地区について、平成24年度新規地区であります赤松の一部の現地調査中であります。また赤松の一部(中禎原)の本閲覧の準備を進めております。

次に、中山支所総合窓口課関係であります。

1点目に、高規格道路工事に伴う配湯管移転補償工事についてであります。この工事につきましては、現在船越建設株式会社が請負施工中であります。また、この監理・監視設備調整業務委託につきましては、公益財団法人中央温泉研究所が業務遂行中であります。

2点目に、一般国道9号(塩津地区交差点改良)の工事に伴う大山町所有地の提供についてであります。国土交通省が施行します一般国道9号(塩津地区交差点改良)工事のために必要な土地、塩津878番地4.38㎡につきまして、損失補償費4万3,800円で国土交通省と10月に売買契約を締結いたしましたところであります。

次に、大山支所総合窓口課関係であります。

1点目に、大山支所駐車場安全施設設置工事についてであります。大山きゃらぼく保育園園児の送迎時の安全を確保する目的の工事を、株式会社おかだに請け負い、11月15日に完了いたしました。

2点目に、大山口駅駐輪場解体工事についてであります。駐輪場4棟のうち3棟を解体撤去する工事を、有限会社松本建設が請け負い施工中であります。

次に、幼児教育課関係であります。

名和地区拠点保育所の建設につきまして、これの設計業務を、株式会社桑本総合設計が請け負い施工中であります。

次に、社会教育課関係であります。

第5回大山町総合文化祭につきまして、10月27日、28日の両日、名和農業者トレーニングセンターを会場に開催をいたしました。実行委員会、部会での度重なる検討により、展示、発表、物販とも充実した内容となり、2日間でおおよそ6,500人の来場者を迎えることができました。

なお、先日の実行委員会で、来年度の総合文化祭は中山地区に場所を移し、11月2日土曜日と3日日曜日の日程で開催することを決定いたしましたところであります。

最後に、徴収金の関係であります。

未収金の縮減に向けて、各課が連携を深めながら、未収金対策マニュアルに沿って、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分によります徴収に取り組んでいるところでございます。徴収実績、あるいは9月以降の各課の取り組みにつきましては、記しておりますので目を通していただきたいと存じます。

続きまして、報告第15号 長期継続契約締結の報告についてでございます。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものでございます。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布いたしております「長期継続契約締結の報告書」のとおりでございます。

以上で、報告第15号の説明を終わります。

続きまして報告第16号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

専決処分を行いました案件は、平成24年4月22日に発生をいたしました強風により、庄内保育所の屋根材が飛散をし、保育所の隣の家がありましたところの駐車してございました相手方の自動車に多数の傷をつけたものでございます。

事故の処理方法は、相手方に対して修理額28万2,398円を支払っております。

和解日は平成24年10月15日といたしております。以上で、報告第16号の説明を終わります。

続きまして報告第 17 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

専決処分を行いました案件は、平成 24 年 4 月 22 日に発生をいたしました強風により、庄内保育所の屋根材が飛散をし、保育所の隣家に駐車してありました相手方の自動車に多数の傷をつけたものであります。

事故の処理方法は、相手方に対して修理額 17 万 3,219 円を支払っております。

和解日は平成 24 年 10 月 15 日といたしてございます。

以上で、報告第 17 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 129 号～日程第 11 議案第 136 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 129 号 夕陽の丘神田条例の制定についてから、日程第 11、議案第 136 号 公の施設の指定管理者の指定について（夕陽の丘神田）まで、計 8 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは議案第 129 号 夕陽の丘神田条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山北麓エリア活性化の拠点施設として大山町名和地域休養施設を拡充改装したことに伴いまして、現行の大山町名和地域休養施設条例に代えて新条例を制定し、適切な管理運営を図るものでございます。

本案は、改修後の施設を民間事業者のノウハウや組織力を活用するため指定管理者による管理を行うことを可能とし、使用料につきましては条例に定める金額を上限に指定管理者が自由に定めることができるといたしております。

なお、附則におきまして、施行を平成 25 年 4 月 1 日とし、同日付で大山町名和地域休養施設条例を廃止することといたしております。

以上で議案第 129 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 130 号 大山町逢坂農産物処理加工所条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、大山恵みの里づくり構想の進捗に伴いまして、飽和状態となっております町内の農産物加工施設の予約困難状態を緩和するとともに、おう盛な住民の事業化意

欲に応えるために、旧逢坂保育所の給食施設等を改修して食品営業許可の取得を可能とするものでございます。併せまして、施設の管理運営を指定管理者によることを可能とし、使用料につきましては町内類似施設の例によっているところでございます。

なお、附則におきまして、施行を平成 25 年 4 月 1 日といたしておりますが、施行日以前におきましても開設に伴います諸手続等を行うことができることといたしております。

以上で議案第 130 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 131 号 大山町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定についてでございます。

本案は、文化財保護法第 143 条の規定による「伝統的建造物群保存地区」制度に基づき、条例を定めるものでございます。

「伝統的建造物群保存地区」の保存制度は、歴史的な建造物群からなる町並みを、文化財として後世に伝えていくためのものであり、本町では平成 17 年 3 月の制定の大山町文化財保護条例第 6 章に、合計 11 条からなる関連条項が掲げてございます。

「伝統的建造物群保存地区」の保存につきましては、平成 17 年 11 月に文化庁から標準条例案が示され、その後にも修正が加えられており、文化庁からの指導助言もございまして、標準条例案に準拠した内容にする必要があることから、このたび、大山町文化財保護条例の「伝統的建造物群保存地区」の保存に関する部分を、新たに独立条例として制定するものでございます。

なお、施行日は平成 25 年 1 月 1 日といたしております。

以上で、議案第 131 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 132 号 大山町営住宅の条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、耐用年数 30 年をすでに経過いたしております町営茶畑団地 1 棟 2 戸を政策空き家として管理しておりましたが、解体により管理戸数を改正するものでございます。

以上で議案第 132 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 133 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、地域休養施設が夕陽の丘神田となることに伴い、特別会計の名称を変更するものでございます。

以上で議案第 133 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 134 号 大山町文化財保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議案第 131 号 大山町伝統的建造物群保存地区保存条例が制定されるにあ

たり、既存の大山町文化財保護条例から、第6章町伝統的建造物群保存地区関連箇所の見出し・条・項、号及び細目の表示を削除した条例とするものでございます。

なお、施行日は、平成25年1月1日といたしております。

以上で、議案第134号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第135号 鳥取県西部広域行政管理組合の規約を変更する協議についてでございます。

鳥取県西部広域行政管理組合では、同組規約第3条に規定する別表第9項において、障害者自立支援法に基づく障害程度区分等に係る審査及び判定事務を共同処理事務として規定し、その業務を行っているところでございますが、平成24年6月27日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、それが公布をされ、「障害者自立支援法」の一部が改正されるに伴い、当該法律の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、それにまた「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められることにより、当該規約別表第9項の一部改正を行おうとするものでございます。

本案は、これに伴い、同組合の規約を変更する協議をすることについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これで、議案第135号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

失礼いたしました。もう1点ございました。

続きまして、議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（夕陽の丘神田）の提案理由の説明を申し上げます。

本施設は、大山北麓エリア活性化の中核施設として再整備を行い、鳥取県フットボールセンターの指定を受ける予定でございますが、本施設の運営につきましては、ノウハウが豊富で積極的な営業努力が期待できる民間事業者に委ねるのが地域の活性化に大きな効果を生むものと考え、指定管理者制度の適用を選定いたしましたところでございます。

選定に当たりましては、6月に公募を行った結果、3社の応募をいただき、8月21日に開きました外部委員を中心とした選定委員会におきまして、慎重な審査のうえ候補者を選定いただきました。その後担当課におきまして候補者と諸条件について詳細な協議を重ねてまいったところでございます。

候補者は、東伯郡琴浦町逢束1061番地6 株式会社チュウブ 代表取締役社長 大田英二でございまして、県内外で広くゴルフ場や芝グラウンドの管理を行っており、芝の管理には多くの実績をお持ちでありまして、また隣接します神田ゴルフ場の経営を行っておられるなど相乗効果も期待できる事業者でございます。

なお、指定管理の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間

といたしております。

以上で議案第 136 号の提案理由の説明を終わります。

よろしく願い申し上げます。

日程第 12 議案第 137 号～日程第 22 議案第 147 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 12、議案第 137 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号））から、日程第 22、議案第 147 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）まで、計 11 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは議案第 137 号 専決処分の承認を求めることにつきまして（平成 24 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号））につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、12 月 16 日に予定されています衆議院議員総選挙及び国民審査の経費について急遽予算計上する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 24 年 11 月 16 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

この補正予算第 7 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 2,191 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 99 億 9,859 万円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第 35 款地方交付税は 335 万 5,000 円の追加であります。第 60 款県支出金は 1,856 万 4,000 円の増額で、第 15 項委託金の総務費委託金で衆議院議員選挙費の追加をいたしております。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第 10 款総務費は、2,191 万 9,000 円の増額で、第 20 項選挙費の衆議院議員選挙費で衆議院議員総選挙及び国民審査にかかる経費を追加いたしております。

人件費につきましては、明細書 6～8 ページにございますように特別職 210 万 8,000 円、一般職 564 万 9,000 円をそれぞれ追加いたしております。

以上で議案第 137 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 138 号 平成 24 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入におきましては、普通交付税の額の確定など、歳出におきましては、障がい者に対する介護・訓練等給付費の増、また個人用住宅等改善助成委託料の追加

など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第8号は、既定の歳入歳出予算の総額に3億1,404万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を103億1,263万円とするものでございます。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第5款町税は5,181万3,000円の減額で、法人税及び固定資産税の収入見込みの減によるものであります。第35款地方交付税は3億2,383万5,000円の追加であります。第45款分担金及び負担金は12万円の増額で、老人施設入所措置負担金の追加であります。第55款国庫支出金は、3,047万6,000円の増額で、主なものは、第5項国庫負担金の民生費国庫負担金で障害者自立支援法負担金1,314万1,000円、第10項国庫補助金の商工費国庫補助金で街なみ助成事業補助金108万8,000円、土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金1,690万円の追加などであります。第60款県支出金は949万円の増額で、主なものは、第5項県負担金の民生費県負担金で国民健康保険基盤安定負担金108万5,000円、障害者自立支援法負担金657万円、第15項委託金の教育費委託金で八重第4遺跡発掘調査委託金82万円の追加などであります。第65款財産収入は69万6,000円の増額で、第5項財産運用収入の財産貸付収入で土地建物貸付収入69万6,000円の追加であります。第70款寄附金は20万円の増額で、中山小学校及び名和中学校の図書購入の寄附金であります。第85款諸収入は、96万4,000円の減額で、主なものは第25項雑入の市町村職員中央研修所研修補助金20万円、西伯郡体育協会事務局職員賃金負担金100万円の減額などであります。第90款町債は、200万円の増額で、街なみ環境整備事業100万円、町道改良事業1,040万円の増などを計上いたしております。

次に歳出につきまして、人件費を除く主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第10款総務費は、8,923万9,000円の増額で、主なものは、第5項総務管理費の一般管理費で、財政調整基金7,752万2,000円、文書広報費で放送施設整備費補助金137万9,000円、財産管理費で町有地整備工事650万円、交通安全対策費で交通安全施設整備工事120万円の追加などあります。第15款民生費は、4,572万5,000円の増額で、その主なものは、第5項社会福祉費の老人福祉費で介護保険特別会計繰出金1,786万2,000円、障害者福祉費で介護・訓練等給付費2,528万2,000円の追加、第10項児童福祉費の保育所整備費で名和地区拠点保育所整備事業のための用地購入80万円の追加などあります。第20款衛生費は、2,115万9,000円の増額で、主なものは、第10項清掃費の塵芥処理費で名和クリーンセンターの焼却施設修繕工事1,829万円の追加、第15項上水道費の上水道費で簡易水道特別会計繰出金210万7,000円の追加などあります。第30款農林水産業費は、2,334万5,000円の増額で、主なものは、

第5項農業費の農地費で農業集落排水事業特別会計繰出金2,084万1,000円、農業施設運営費でだいせん農業環境改善センター空調設備改修工事設計委託料180万円の追加などがあります。第35款商工費は、2,474万9,000円の増額で、主なものは、第5項商工費の商工振興費で、個人用住宅等改善助成委託料1,075万円、観光費で大山観光局出資金1,100万円の追加などがあります。第40款土木費は、9,034万2,000円の増額で、主なものは、第10項道路橋梁費の道路新設改良費で町道赤坂石井垣線工事1,429万8,000円、町道神原福尾線橋りょう工事委託料3,000万円、第30項下水道費の公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金6,224万4,000円の追加などがあります。第45款消防費は、86万円の増額で、主なものは、第5項消防費の消防施設費で、消防施設整備費補助金39万円、防災対策費で防災用ホワイトボード購入19万5,000円の追加などがあります。第50款教育費は、1,502万8,000円の増額で、主なものは、第10項小学校費の学校管理費で中山小学校パソコン教室空調取替工事142万8,000円、第15項中学校費の学校管理費で各中学校の修繕料775万円、大山中学校体育館入口ドア取替工事90万3,000円の追加などを計上いたしております。第65款公債費は371万4,000円の増額で、地方債残高抑制のため、平成4年度に財政融資資金から年利4.4%の利率で借入を行いました大山中学校特別教室増築事業の繰上償還を実施する経費を計上いたしております。

人件費の補正であります。30～32ページに記載いたしておりますように、特別職分243万8,000円の減額、一般職分633万2,000円の減額であります。

次に予算書第5ページの「第2表 繰越明許費」でございますが、町道神原福尾線改良事業の繰越明許費8,851万8,000円を新規設定しております。

次に予算書6ページの「第3表地方債補正」ですが、まちなみ環境整備事業の増のため辺地対策事業債を100万円、町道改良事業の増などにより過疎対策事業債100万円をそれぞれ追加をいたしておるところであります。

以上で、議案第138号の提案理由の説明を終わります。

○議長(野口 俊明君) ただいま提案説明の途中でありますが、ここで休憩をいたします。再開は11時15分といたします。休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(野口 俊明君) 再開いたします。引き続き議案第139号から提案説明の理由を最後まで求めます。

○町長(森田 増範君) はい、議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 引き続きまして議案第139号 平成24年度大山町開拓専用水

道特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案の主な補正内容は、歳入は繰越金の増額、歳出は総務費の増額であります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ192万6,000円を増額し、歳入、歳出それぞれ1,478万3,000円とするものであります。

補正の内容につきまして歳入からご説明を申し上げます。

第25款繰越金192万6,000円増額は、繰越金の増額であります。

次に歳出につきまして、第5款総務費第5項総務管理費192万6,000円増額は、配水設備修繕料であります。

以上で議案第139号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第140号 平成24年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ85万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,554万7,000円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第10款繰入金は一般会計からの繰入金で85万1,000円増額、第15款繰越金は前年度からの繰越金3,000円を計上いたしております。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。

第5款総務費を85万4,000円増額といたしており、主なものは1目一般管理費で、オープニングイベントの準備経費に55万円の新規計上、施設修繕料を60万円の増額、新しい看板の設置、クリーニング代等の役務費を125万円の追加、その他執行見込みによる減額などであります。

これで、議案第140号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第141号 平成24年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案の主な補正内容は、歳入は他会計繰入金及び、諸収入の増額、歳出は総務費、事業費の増額であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ270万9,000円を増額し、歳入、歳出それぞれ1,461万8,000円とするものであります。

補正内容につきまして歳入からご説明申し上げます。

第20款繰入金210万7,000円増額は、総務費及び事業費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。第25款繰越金2,000円増額は、繰越金の増額によるものです。第30款諸収入210万円の増額は、雷害に伴う豊房水源修繕工事に係る災害共済金であります。第35款町債150万円の減額は、起債を抑えるため、簡易水道事業債を減額するものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款総務費第5項維持管理費60万9,000円の増額は、需用費の内、光熱水費18万7,000円、修繕料として佐摩配水池フェンス修繕24万9,000円、赤松滅菌機故障修繕に17万3,000円であります。第10款事業費第5項施設整備費210万円の増額は、雷害の害によりますところの豊房水源水中ポンプ取替えに伴う、工事請負費210万円であります。

以上で議案第141号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第142号 平成24年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

本案は、規定の歳入歳出予算にそれぞれ9,341万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ25億8,479万1,000円とするものでございます。

歳入から説明をいたします。

第15款国庫支出金3,994万円の減は、療養給付費等負担金の負担率改正による減額が主なものであります。第20款前期高齢者交付金2,146万4,000円の増は、今年度概算交付額の増加によるものであります。第25款療養給付費等交付金7,000万6,000円の増は、過年度分の追加交付によるものであります。第30款県支出金1,622万3,000円の増は、財政調整交付金の増額が主なものであります。第50款繰入金は、一般会計繰入金において、保険基盤安定繰入金が162万9,000円の増額、職員給与費等繰入金が546万3,000円の減額を見込んでおります。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。

第5款総務費545万5,000円の減は、職員給与費等の減額が主なものであります。第15款後期高齢者支援金等は、支援金の1,218万3,000円の増額によるものであります。第30款介護納付金は、169万6,000円の増額を見込んでおります。第40款保健事業費12万5,000円の増は、特定健康診査事業における未受診者対策によるものであります。第55款諸支出金8,446万1,000円の増は、国・県負担金等の過年度超過分に係る返還金によるものであります。第90款予備費は、40万9,000円とし、歳入歳出の調整を図っております。

以上で議案第142号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第143号 平成24年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)についてであります。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人件費をはじめとする診療所運營業務経費の精査により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億8,871万6,000円とするものであります。

まずは歳入から説明を申し上げます。第35款繰越金を168万9,000円増額するものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款総務費5万4,000円の減額は、主に人件費及び需用費等に係る今後の必要額を精査し、調整したものであります。第10款医業費144万9,000円の増額は、主に臨床検査委託料の増額と名和診療所の医療用備品購入費にあてるものであります。第20款予備費は、29万4,000円を追加いたしております。

以上で、議案第143号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第144号 平成24年度大山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,696万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,184万9,000円とするものであります。

歳入から説明を申し上げます。

第1款保険料4,164万2,000円の増額は、第5期介護保険料改定によるものであります。第15款国庫支出金4,183万2,000円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費負担金、及び財政調整交付金の追加交付によるものであります。第20款支払基金交付金2,515万2,000円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費交付金の追加交付によるものであります。第25款県支出金2,037万円の増額は、保険給付費増に対する介護給付費負担金の追加交付によるものであります。第30款繰入金1,786万2,000円の増額は、主に保険給付費増に対する町負担分の介護給付費の増によるものであります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第10款保険給付費1億4,550万円の増は、現年度のこれまでの給付実績から算定した今後必要となる介護サービス等諸費等を増額するものであります。

以上で、議案第144号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第145号 平成24年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案の補正内容として、歳入は、他会計繰入金及び繰越金の増額、歳出は、事業費及び公債費の増額であります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,093万9,000円を増額し、歳入、歳出それぞれ4億8,443万9,000円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第25款繰入金2,084万1,000円の増額は、事業費及び公債費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。第30款繰越金9万8,000円は繰越金の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款事業費第5項総務管理費は、財源組替えによるものであります。第10項農業集落排水事業費615万7,000円の増額は、中山口処理区内マンホールポンプ修繕、大山口処理場高圧引き込み柱修繕など8処理区の施設修繕料であります。第10款公債

費 1,478 万 2,000 円の増額は、減債のための繰上償還元金が 1,287 万 3,000 円の増額、繰上償還に伴う償還補償金が 190 万 9,000 円の増額であります。

以上で議案第 145 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 146 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号) についてであります。

本案の補正内容として、歳入は、他会計繰入金、繰越金及び諸収入の増額、歳出は、事業費及び公債費の増額であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 6,372 万 9,000 円を増額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 7,128 万 6,000 円とするものでございます。

歳入からご説明申し上げます。

第 20 款繰入金 6,224 万 4,000 円の増額は、事業費及び公債費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。第 30 款諸収入 136 万 7,000 円の増額は、町道改良に伴う補償費が 97 万 7,000 円、災害共済金 39 万円の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款事業費第 5 項は、財源組替えによるもの、第 10 項公共下水道事業費 212 万 9,000 円の増額は名和处理区マンホールポンプ制御盤修繕ほか修繕料に 82 万 6,000 円の増額、逢坂処理区マンホールポンプ制御盤修繕ほか修繕料に 32 万 6,000 円の増額、また町道拡幅に伴う制御盤移転工事請負費に 97 万 7,000 円の増額であります。第 10 款公債費 6,160 万円の増額は、減債のための繰上償還元金が 5,382 万 4,000 円の増額、繰上償還に伴う償還補償金が 777 万 6,000 円の増額であります。

以上で議案第 146 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 147 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第 2 号) につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、中山温泉館の貯湯タンクに設置しております温泉水電磁流量計の故障により機器を取替えるために、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 86 万 1,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3,642 万 2,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 10 款繰入金 86 万 1,000 円の増額は、温泉館費の増によるもので一般会計からの繰入金を増額するものであります。

歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款温泉館費 86 万 1,000 円の増額は、温泉水電磁流量計取替えのための修繕料であります。

以上で議案第 147 号の提案理由の説明を終わります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、12月13日に会議を開き一般質問を行いますので、9時30分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

午前11時36分 散会